

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成29年6月19日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700003 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700008 号

第 1 結論

請求者の A 社 B 支店（現在は、C 社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 44 年 10 月 26 日から同年 11 月 1 日に訂正し、同年 10 月の標準報酬月額を 4 万 8,000 円とすることが必要である。

昭和 44 年 10 月 26 日から同年 11 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 44 年 10 月 26 日から同年 11 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 44 年 10 月 26 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 3 月から平成 15 年 8 月まで C 社に継続して勤務し、昭和 44 年 10 月末に当時の A 社 B 支店から同社 D 支店へ異動したが、当該異動時期の請求期間に係る被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録、C 社から提出された請求者の在職証明書及び退職所得の源泉徴収票により、請求者は、請求期間において、同社に継続して勤務し（昭和 44 年 11 月 1 日に A 社 B 支店から同社 D 支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、A 社 B 支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における請求者の昭和 44 年 10 月に係る標準報酬月額の記録から、4 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C 社は、昭和 44 年 10 月 26 日から同年 11 月 1 日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の厚生

年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年 10 月 26 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700002 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700009 号

第 1 結論

請求者の A 社 B 支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 48 年 3 月 31 日から昭和 49 年 3 月 31 日に訂正し、昭和 48 年 3 月から昭和 49 年 2 月までの標準報酬月額を 4 万 8,000 円とすることが必要である。

昭和 48 年 3 月 31 日から昭和 49 年 3 月 31 日までの期間については、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 48 年 3 月 31 日から昭和 49 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 45 年 3 月に A 社 B 支店に入社し、昭和 49 年 3 月 30 日まで勤務したのに、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和 48 年 3 月 31 日と記録されているので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び A 社から提出された請求者に係る履歴簿により、請求者は同社 B 支店に昭和 45 年 3 月 3 日から昭和 49 年 3 月 30 日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、A 社 B 支店に係る請求者の厚生年金保険被保険者原票には、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和 48 年 3 月 31 日と記録されているが、同年 10 月の定時決定における標準報酬月額が抹消されることなく記録されていることから、事業主は、請求者が同年 3 月 31 日に資格喪失した旨の届出を行ったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、請求者が昭和 49 年 3 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められる。

なお、請求期間の標準報酬月額については、上記被保険者原票における昭和 48 年 2 月及び同年 10 月定時決定の記録から、4 万 8,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600198 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1700004 号

第 1 結論

昭和 53 年 4 月から昭和 62 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 4 月から昭和 62 年 3 月まで

私は、社会保険事務所（当時）に勤務していた知人（以下「知人」とする。）に勧められ、昭和 53 年 4 月頃、知人が私に代わって国民年金の加入手続と同時に国民年金保険料の免除申請に係る手続を行い、請求期間は毎年度、免除申請の手続を行っていたのに、当該期間が未納の記録になっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 53 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者が加入時に交付されたとして提出した年金手帳には、住所が「A 市 B 区 C 町」と記載されているところ、改製原附票から、当該住所は昭和 58 年 6 月 4 日以降の住所地であることが確認できる上、当該手帳に記載された請求者の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録によると、平成 4 年 9 月 29 日に A 市 B 区を住所地として国民年金の資格取得の処理が行われており、この頃に加入手続が行われていると考えられ、請求者の主張する加入手続の時期と相違する。

また、請求者は、「知人が、国民年金の加入手続と同時に国民年金保険料の免除申請に係る手続を行い、請求期間は毎年度、免除申請の手続を行っていた。」と主張しているところ、上記年金手帳及びオンライン記録から、請求者は昭和 53 年 4 月 1 日に遡って国民年金の資格を取得している上、請求期間当時における国民年金保険料の免除承認は、申請日の属する月前における直近の基準月から年度末の 3 月までであることから、上述の加入手続時点において、請求期間に係る保険料の免除申請が遡って承認されることはない。

さらに、上記原附票によると、請求者は請求期間以前の昭和 43 年 5 月から A 市に

住所地があることが確認できる上、請求期間は108月と長期間であり、社会保険事務所及び同一市町村が同一人に対する国民年金の免除申請に係る複数回の事務処理を連続して誤るとは考え難い。

加えて、請求者は、国民年金の加入及び保険料の免除申請に係る手続に関与しておらず、オンライン記録による氏名検索及び日本年金機構D事務センターにおける国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

なお、請求者に代わって国民年金の加入手続及び請求期間に係る保険料の免除申請手続を行っていたとする知人について、請求者は、請求者の年齢より1歳か2歳下であったと記憶しており、すでに社会保険事務所を退職していると考えられる上、請求者が知人に連絡をしたものの返信が無く、所在が分からないと陳述していることから、請求期間当時の請求者に係る保険料の免除申請の手続について確認することができない。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料も無く、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600184 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1700005 号

第 1 結論

昭和 46 年 * 月から昭和 49 年 3 月までの請求期間、同年 6 月から昭和 58 年 3 月までの請求期間、昭和 61 年 1 月から同年 9 月までの請求期間、同年 11 月から昭和 62 年 3 月までの請求期間及び昭和 63 年 4 月から同年 7 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 46 年 * 月から昭和 49 年 3 月まで
② 昭和 49 年 6 月から昭和 58 年 3 月まで
③ 昭和 61 年 1 月から同年 9 月まで
④ 昭和 61 年 11 月から昭和 62 年 3 月まで
⑤ 昭和 63 年 4 月から同年 7 月まで

私は、20 歳到達時に国民年金に加入したが、加入手続は母が行い、国民年金保険料も主に母が A 社会保険事務所（当時）又は B 市役所の窓口に出向いて納付していたはずなのに、請求期間①から⑤までの納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の請求者の手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日、請求者に係る国民年金被保険者台帳の「手帳交付年月日」欄の記載及び請求者が所持する年金手帳等から、昭和 58 年 1 月 27 日頃に C 市で払い出されたと推認でき、当該払出時点において、請求期間①及び請求期間②のうち昭和 49 年 6 月から昭和 55 年 9 月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、C 市が管理した請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、保険料納付状況欄に昭和 60 年度までの記載が確認できるところ、請求期間①、②及び請求期間③のうち昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料は未納と記録されている上、その後、昭和 61 年 12 月に転出した B 市が管理した請求者に係る国民年金被保

険者名簿には、請求期間①から⑤までの国民年金保険料が未納と記録されており、当該被保険者名簿の記録はオンライン記録と一致している。

さらに、請求者は、「母が私に代わって国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も主に母が納付していた。」と主張しているところ、請求者の母親は、請求者自身が国民年金の加入手続きを行い、保険料は主に請求者が納付した旨を陳述している上、オンライン記録による氏名検索及び日本年金機構D年金事務所が国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、請求期間は5期間にわたり、請求月数の合計は153月と長期間であり、複数の社会保険事務所（当時）及び市町村が請求者に対する国民年金保険料の収納に係る事務処理を連続して誤るとは考え難い。

このほか、請求者が請求期間①から⑤までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑤までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600199 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700007 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び B 社 C 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 2 月 15 日から昭和 56 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 48 年 3 月から B 社及び同社の関連会社に勤務しており、昭和 53 年 2 月に同社から D 国（現在は、E 国）にあった F 社への出向辞令を受け、直ちに赴任したが、請求期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

B 社から提出された請求者に係る異動歴及び平成 24 年分退職所得の源泉徴収票から、請求者は、請求期間において、同社 C 事業所に在籍し、F 社に出向していたことが確認できる。

しかしながら、B 社の関連会社である A 社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、請求者は、請求期間の直前の昭和 53 年 2 月 15 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、B 社 C 事業所に係る厚生年金保険被保険者原票では、昭和 56 年 4 月 1 日に同資格を取得していることが確認でき、これらの記録はオンライン記録と一致している。

また、請求期間当時、A 社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者で、請求者が記憶する 10 名を含む 18 名に照会したところ、回答のあった 13 名のうち複数の者は、請求者が B 社を退職した上で D 国の現地会社へ赴任した旨を回答している上、請求者の請求期間に係る雇用保険の被保険者記録は無く、A 社において、離職年月日を昭和 53 年 2 月 15 日とする雇用保険被保険者離職票が発行されていることが確認できる。

さらに、B 社は、請求期間当時の資料を保管しておらず、請求者に係る給与の支給状況、厚生年金保険の取扱い及び保険料控除は不明である旨を回答しており、請求期

間に係る厚生年金保険料の控除の有無等について確認できない。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。